

## [COLUMN] 創立25周年を迎えた東大TLO ~これまでとこれから~

東大TLOは昨年、創立25周年を迎えました。

東大TLOは、大学等技術移転促進法が制定された1998年に設立された株式会社先端科学技術インキュベーションセンター(以降CASTI)をその前身とします。当時、我が国では、1999年に日本版バイドール法と言われる産業活力再生特別措置法、2000年には産業技術力強化法が制定されるなど、大学の技術移転に向けた国家の体制整備が急速に進展していました。そのようななかで産声を上げたCASTIは、2000年には山本貴史氏が社長に就任、初のライセンス契約を締結するなど、積極的な活動を始めました。

CASTIは、国立大学法人法が制定された2004年に東大TLOへ社名変更し、同年に竣工した本郷キャンパス内の産学連携プラザへ社屋も移転しました。発明の大学帰属化によって東大TLOが扱う案件も増加し、単年度の総契約件数は100件に到達しました。技術移転収入金も24億円を超えました。また、2006年には米国の技術見本市に初めて参加し、大学法人化後初となる外国企業とのライセンスも締結するなど、外国との交渉にも乗り出しました。

2008年、東大TLOは東大が株式を100%所有する東大の完全子会社となり、大学単独出願の単年度技術移転収入金も1億円を超えました。2010年には社内に権利化チームが発足、2011年からは継続的な新卒採用を開始するなど、組織体制の強化も図られました。東大TLOによるライセンス活動はその後も順調に成長し、2018年には単年度の総契約件数が400件を超え、2019年には累計の技術移転収入で100億円を達成しました。

近年の東大TLOは本学との連携強化も図っています。2018年に検討を開始した特許管理システムの統合は、2022年に東大TLO社内での稼働が始まり、昨年に本学とのシステム連携も本格的に始まりました。

このように本学とともに産学連携の着実な歩みを進めてきた東大TLOは、2023年、CASTIの設立から数えて25周年を迎えました。また、昨年は社長も交代し、新たに本田圭子氏が就任されました。東大TLOが目指すこれからのTLOについて、本田社長にお伺いしました。

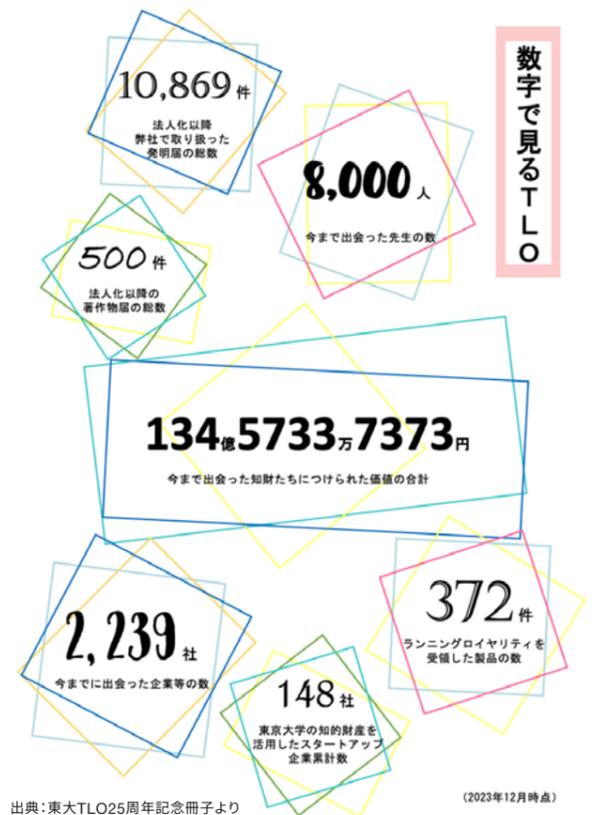
「法人化から20年が経過し、東京大学の研究者の方々の知財に対する意識は確実に向上し、研究活動の中に知財化の思考を取り込んでいただける先生方が増加しました。さらに大学における知財意識を普及、拡大させられるよう、学内に

おける知財支援、企業マッチングなどの技術移転活動を推進してまいります。

大学の研究成果の事業化の担い手として、スタートアップがメインプレイヤーになりつつあります。こうした東京大学の研究成果を社会実装に向けて挑戦するスタートアップの創成、知財ライセンスにも力を入れるとともに、スタートアップに寄り添い、より多くの大学研究成果が社会実装されるよう支援を進めて参りたいと考えております。

また日本では、大学において技術移転を推進できる人材が不足しています。東京大学TLOでは、引き続き人材育成に力を入れ、東京大学での技術移転を支える人材の育成、さらには、日本の産学連携人材の育成にも貢献していきたいと考えております。」

大学による社会実装への期待がより一層高まるなか、東大TLOへの期待もこれまでに大きく広がっています。本学で生まれた知的財産の更なる社会実装を目指して、産学協創推進本部は東大TLOと二人三脚で取り組んでまいります。



## 5. その他知的財産権の活用

昨年度新たに承継したソフトウェア著作権等は18件であり、総契約件数は154件。商標権やノウハウなども必要に応じて大学として承継して管理、活用を進める。

研究活動をはじめとした大学の諸活動を通じて、日々、発明以外にも様々な知的財産が生まれています。それらは著作物やデータ、ノウハウ(営業秘密)、商標、意匠、植物品種など多岐に及び、研究分野によっても異なります。

コンピュータ・プログラムやソフトウェアも知的財産権で保護されます。それらのアルゴリズムは技術的思想として特許の保護対象となり、コンピュータ・プログラムやソフトウェアそのものは著作権の保護対象となります。また、研究活動を通じて構築されるデータベースには、学術研究や民間企業の事業活動において価値を有するものも数多く存在し、その情報の選択や体系的な構成に創作性を有する場合には、著作権の保護対象となります。本学では、公的資金や大学の施設・設備、その他大学の支援に基づいて教職員等が行った研究活動において作成したソフトウェア著作物やデータベース著作物(以降「ソフトウェア著作物等」)についても、届出を受けて大学として承継するか否かの判断を行います。ただし、発明届とは異なり、ソフトウェア著作物等については、他者への有償利用許諾の必要性が生じたもののみを届出の対象としています。

昨年度新たにソフトウェア著作物等の届出を受けて、大学として承継した著作権の件数は18件でした。また、昨年度は

商標の登録状況

	出願件数	保有件数	実施許諾件数	収入件数	収入(千円)
大学商標	24	22	6	6	92,162
部局商標	160	152	5	5	2,755
計	184	174	11	11	94,917

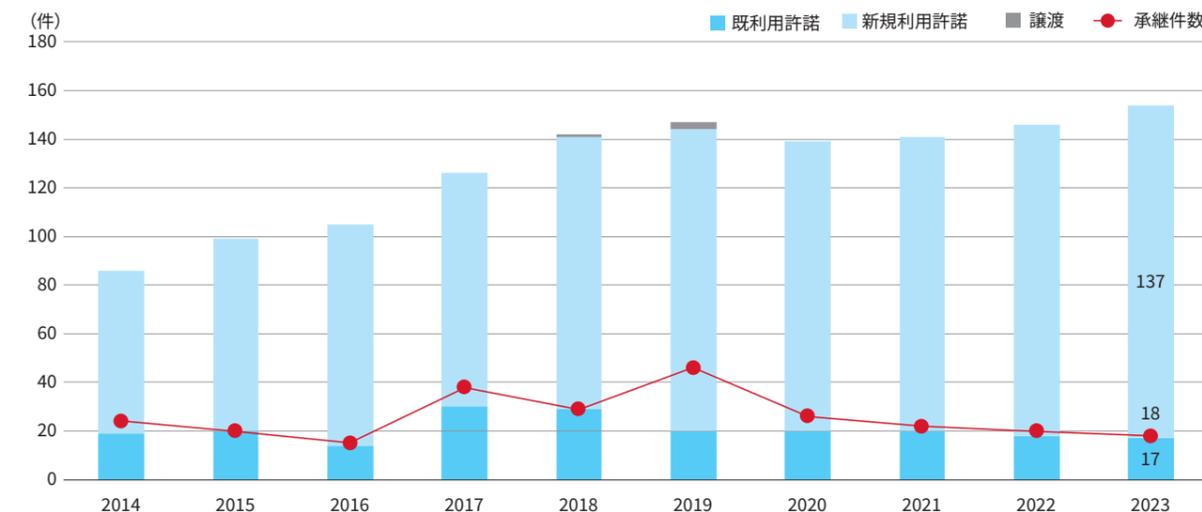
そのほか知的財産権の登録状況

	出願件数	保有件数	実施許諾件数	収入件数	収入(千円)
ノウハウ		19	14	14	401,788
実用新案					
意匠権	24	4	11	13	12,303
回路配置利用権					
育成者権	2	2			

17件のソフトウェア著作権等の利用許諾等契約を新たに締結し、既契約を含めた総契約数は154件になりました。

商標については、大学として管理する商標を昨年度までに24件出願し、うち22件の商標権を保有、6件の実施許諾を行いました。部局が保有する商標は昨年度までに160件の出願

ソフトウェア著作物等の新規承継件数や利用許諾件数



を行い、うち152件の商標権を保有、5件の実施許諾を行っています。なお、大学商標の実施許諾先としては、本学のロゴを付した商品を販売する東京大学消費生活協同組合などが挙げられます。

ノウハウに関しては、大学に帰属する特許権の実施許諾などに不可欠なものであって、特許権と組み合わせることで知的財産としての価値が高まるノウハウなどを、特に職務関連ノウハウとして、大学による権利の承継を可能にしています。職務関連ノウハウに該当しないノウハウについては、原則としては案出者である研究者へ帰属しますが、特許権などに関わらずノウハウ単独で価値を有するような場合、案出者は大学への譲渡を求めることができます。そして、大学は譲渡されたノウハウの実施許諾によって収入を得た場合には、案出者らとそれを分配します。

本学は昨年度までにノウハウを19件保有し、これまで14件の実施許諾を行っています。意匠権についても、公的資金や大学の施設・設備などを用いて教職員が創作した意匠について、大学が意匠権を受ける権利を承継して意匠出願を行い、意匠権を取得することができます。昨年度までの意匠出願件数は24件であり、保有する意匠権は4件、累計の実施許諾件数は11件です。

育成者権についても、職務関連発明と同じように教職員が行った品種の育成について、大学法人が育成者権を受ける権利を承継して品種登録の出願を行い、育成者権を取得することができます。昨年度までの出願件数や現時点での保有件数は2件であり、実施許諾している権利はありません。

本学では発明以外の知的財産についても、引き続き必要な権利化や権利の保護、その実施許諾などを図ってまいります。

## 東大のロゴマーク変更

本年4月、本学ではビジュアルアイデンティティの確立と普及のためのガイドライン「Visual Identity Guidelines」を制定しました。このガイドラインの利用を通じて、本学全体のビジュアルアイデンティティの統一運用を目指します。

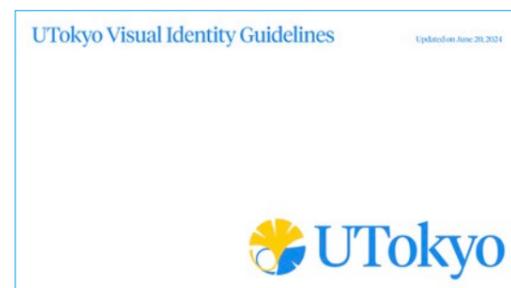
本学のブランド表現の具体化のために本学のシンボルマークである「Visual Identity」、ブランド表現の指針を示す「VI Compass」、デザイン要素である「Typography/Color」から構成される「VI System」をガイドラインでは設定しています。

これらの各要素がWEBや印刷物などの中でも適切に運用されることによって、本学のビジュアルコミュニケーションに於ける一貫性と一定品質を担保することを目指したものです。

今回は「Visual Identity」の軸となるロゴマークも変更されました。新しいロゴマークは、世界に開かれた大学のシンボルとしては、読める人が限られる漢字よりも多くの人に伝わる可能性がある英字がふさわしいと判断し、「UTokyo」としました。また、文字部分は、黒色だと厳格で権威的な印象につながることから、明るくオープンな姿勢を示すためにスクールカラーの淡青色に変更し、黄色と淡青色の組み合わせを強調、フォントも現代的なものに変更します。そのうえで、場面に応じて使われるように、漢字や英字を併用するロゴも用意しています。

ネット上には本学のロゴを用いた不正商品も販売されています。このようなオンラインショッピングサイト上では、本学の商標権を侵害する模倣品などの不正商品がしばしば出品されており、その販売取りやめなどをショッピングサイトに依頼するなどの対策も取っています。今後もロゴなどを不正に用いた侵害品については、必要な対策をとってまいります。

### 「Visual Identity Guidelines」の表紙



出典：東大HP「ビジュアルアイデンティティ」より

### ロゴマークの変遷イメージ



出典：東京大学HP「4月から東大のロゴマークが(ちょっと)変わります」より

## 株式会社タレント アンドアセスメント

## AI技術を用いた面接評価の自動化を目指して

AIの社会実装に関しては生成AIをはじめとして様々な議論がなされていますが、実社会ではすでに様々な場面でAI技術が活用されています。そのひとつに企業による採用面接の自動化が挙げられます。採用面接プロセスの一部をAIが引き受けることによって、プロセス全体の効率化が図られるほか、人による面接の場合に起こりがちな面接官ごとの評価のばらつきや、面接可能日時の制約などによる機会損失の低減が図られます。また、AIによる大人数への面接が可能となることによって、従来書類選考のみであった選考過程に面接審査を組み入れることが可能になるなど、採用活動に新たな選択肢も広がります。

このようなAI面接の可能性に着目し、サービスを提供する企業が株式会社タレントアンドアセスメントです。同社は代表取締役の山崎俊明氏によって2014年に設立され、設立後間もなく対話型AI面接サービスの開発に着手し、2017年から同サービスの提供を開始しています。

### AI面接評価を目指した本学との共同研究

これまで同社が提供してきたAI面接サービスは、応募者とのヒアリングはAIにより自動化する一方、面接後に行うヒアリングを踏まえた評価の部分については、同社スタッフが手作業で行っていました。そのため、面接後、評価レポートの納期には5営業日を要し、また、人手を用いるための高コスト体質などが課題となっていました。

そのような中、2020年に東大TLOの担当者がマーケティング活動の一環として同社を訪問しました。東大TLOの担当者は山崎俊明氏から課題について相談を受けたところ、知覚情報処理を専門とする情報理工学系研究科の山崎俊彦教授を紹介、同社と山崎俊彦研究室は2021年から共同研究を開始しました。

### 面接時の人物に対する評価AIシステムを共同開発



資料提供：株式会社タレントアンドアセスメント

共同研究においては、同社が有する4万件に及ぶ面接データを山崎俊彦教授らが研究するAI評価システムに学習させることで、AI面接評価システムの社会実装に向けた開発が進められました。

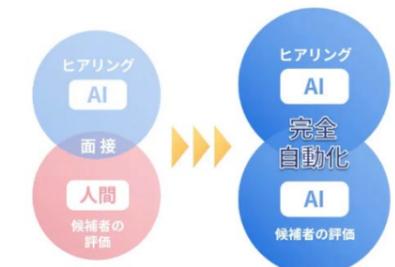
### AI面接評価の実現とライセンス契約

共同研究を行うなかで、同社は山崎俊彦教授らの開発した面接時の人物に対する評価AIプログラムを搭載したシステムを開発しました。そして、2023年12月にはヒアリングから評価レポートの納品まで、すべての工程を自動化したサービスの提供も開始しています。全工程をAIにより自動化したことによって、最終的な採否は人が行いつつも、評価者の違いによる評価のばらつきが無くなり、より細かな点数評価が可能となるほか、評価レポートの同日納品や、利用料金の低廉化なども実現しています。

山崎俊彦教授らが開発した面接評価AIプログラムを株式会社タレントアンドアセスメントのAI面接サービスへ実装するに当たっては、本学は同社との間でソフトウェアライセンス契約に基づく独占的な使用許諾契約を締結しています。この契約によって、本学は使用許諾の対価として金銭による支払のほか、ストックオプションの発行も受けています。AI面接サービスが活用されることによって、本学も一定の利益を得ることができ、これによって新たな研究開発にもつながることが期待されます。

AI面接の更なる進化に向けて、現在も株式会社タレントアンドアセスメントと本学山崎俊彦研究室の共同研究は続いています。今後もAIに関する社会の様々な議論に留意しつつ、本学で生まれる研究開発の成果、知的財産の社会還元、社会実装も進めてまいります。

### 面接評価AIプログラムの搭載によって実現すること



資料提供：株式会社タレントアンドアセスメント